

# 広報みんなのしあわせ

じん けん ひょう ご  
人権デザイン標語

ちょう ない せい と さく ひん  
町内生徒の作品



上毛中学校 2年 木下 明音(最優秀賞)



上毛中学校 3年 佐野 葉月(優秀賞)



上毛中学校 1年 山口 結加(入選)



上毛中学校 1年 足立 琉(入選)



上毛中学校 2年 了戒 凜星(入選)



上毛中学校 2年 松本 千結子(入選)

人権週間 12月4日木～12月10日水 2025  
No.21

# とう ぱる しょう がつ こう じん けん きょう いく 唐原小学校の人权教育

ゆた こころ じぶん たいせつ とも ほか ひと たいせつ みと じどう いくせい  
豊かな心をもち、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることができる児童の育成

## □人権学習

- 低学年は、善悪を判断し、進んで正しいことをしようとする心や友達と仲よくしようとする心について考えました。
- 中学年は、友だちと互いに信頼し、助け合おうとする心やみんなで公正、公平な態度で接しようとする態度について考えました。
- 高学年は、一人ひとりが考えて行動することが大切であることに気づき、集団生活を充実させようとする態度や、個性を伸ばし充実した生き方をしようとする心について考えました。
- たんぽぽ学級は、優しい言葉かけやあたたかい応援を行い、仲良くできることを体感できるような活動をしました。

へい わ がく しゅう

## □平和学習

8月6日に平和集会を行いました。校長が、「みんなのキラキラした笑顔がこれからもずっと続くようにするためにには、何ができるかな」「平和な世の中が当たり前ではないんだよ」「平和な世の中にしていくために、今の自分たちにできることは、自分の思いを伝えることや人の思いを聞くこと」という話をしました。

また、人権担当が、「へいわって、すてきだね」の絵本の読み聞かせを行いました。各学年では、絵本の読み聞かせやDVD視聴を通し、戦争の恐ろしさと平和の大切さについて考えました。考えたことや感じたことを感想に書き、本年度も「唐原小・平和の木」を作成し、1年間掲示し、平和への思いを共有します。

## □思いやりの心を育む仲間づくり～縦割り班活動～

毎週火曜日は、朝の15分間、縦割り班で運動場や花壇の花植えや除草を中心とした活動を行い、異学年集団による交流を図っています。また、1年生の歓迎集会や運動会、百人一首大会など、年間を通して高学年をリーダーと

した活動を積極的に行することで、児童が自ら学校生活を豊かにする心を育てています。

## □地域・保護者との連携

### ～コミュニティ・スクール唐原小学校～

地域のみなさんに、毎日の登下校の見守り活動を行っています。PTA活動では、年2回、除草作業を行っています。また、地域の方にも参加していただき、PTA広報部主催の教育講演会や、親子ふれあい活動を行い、心豊かな児童の育成を目指しています。



公開人権学習



平和学習



縦割り班による花植え活動



教育講演会

# にし よし とみ しょう がつ こう じん けん きょう いく 西吉富小学校の人权教育

## ○自分で考え、判断し、自他の人権を尊重する態度の育成 ○認め合い、支え合う集団づくり

### 〈人権が尊重される人間関係づくり〉

本校では、異学年集団による縦割りブロック活動を行っています。

高学年が中心となって、運動会、1年生の歓迎集会、なわとび集会、芋の栽培活動や週に一度の縦割り掃除に取り組む中で、お互いを尊重し、認め合う態度を育てています。

### 〈人権学習〉

6月の授業参観では、「友達と仲良くし、助け合う心」「相手に礼儀正しく接する心」「誠実に行動しようとする心」など人権尊重に視点をあてた「心」の学習を行いました。授業ではいろいろな立場に立って気持ちを想像したり、友だちと考えたことを伝え合ったりすることを通して、規範意識や自他を大切にする心について考えることができました。また、人権学習をうけて自分が大切にしたいことを標語にし、玄関に掲示しました。

### 〈平和学習〉

8月6日に読書ボランティア「未来」さんから『へいわってすてきだね』『つるちゃん』の読み聞かせをしていただきました。低学年と高学年に分かれて発達段階に合った本の読み聞かせを聞いたり、ボランティアの方の戦争体験談を聞いたりできました。戦争が行われていた時のお話を通して、自分の身近な人が亡くなる悲しみ、恐ろしさ、平和であることの尊さについて考えることができました。「私達のこの平和な生活がずっと続いてほしいです。」「自分の家族がなくなる悲しみをもう誰にも味わってほしくないです。」とたくさんの児童が戦争について感想を発表しました。



異学年集団の交流



人権学習



読み聞かせ

とも えだ しょう がつ こう

じん けん きょう いく

# 友枝小学校の人权教育

- 自分自身で生きていくために必要な基礎学力を獲得した子どもの育成
- お互いにそれぞれの集団の中でコミュニケーションができる子どもの育成
- 自分を大切にすると共に、友だちを大切にできる子どもの育成

## がくりょくほしょうとりくみ 学力保障の取組

- 朝のチャレンジタイムでは、基礎基本の確実な定着を目指し、全校で音読・漢字・計算学習に取り組んでいます。
- 協働的な学びや学習の振り返りを通して、自他のよさを認め合える集団作りを行っています。



協働的な学びの様子

## にんげんかんけいいけいりょくそだとりくみ 人間関係形成力を育てる取組

- 全校児童で縦割り班をつくり、6年生を中心に、運動会、栽培活動、縦割り掃除、縄跳び集会など、様々な活動を行っています。お互いのよさを認め合い、発達段階に応じた態度や言動を身に付けています。



いもさし集会(縦割活動)

## じんけんいしきたかとりくみ 人権意識を高める取組

- 6月23日に、沖縄慰靈の日についてミニ人権集会を行い、感想を書きました。
- 8月6日の平和学習では、DVDを見て平和の大切さと自他の命を大切にすることについて考え、平和への思いや感想を書きました。



平和学習

みなみ よし とみ しょう がつ こう

じん けん きょう いく

# 南吉富小学校の人权教育

いのち たいせつ こころ ちいき たいせつ こころ はぐく  
～命を大切にする心や地域を大切にする心を育む～

## へいわ がくしゅうとりくみ 平和学習の取組

8月6日は、全校で平和集会を行いました。戦争当時を振り返る写真や平和教材をもとに、広島と長崎に投下された原子爆弾について学び、戦争の悲惨さと平和の尊さを学びました。また、自分たちの日常生活においても、自分の言葉で思いを伝えたり相手の思いを受け止めたりして問題を平和的に解決していくことの大切さを学びました。二度と戦争を起こさない、平和をみんなで守っていきたいという思いをもつことができました。



平和学習

## じんけんじゅうかんとりくみ 人権週間の取組

人権週間では、一人一人の違いを認め合ったり、自分や友達の良いところを見つけたりして、みんなが大切な存在であることを学習しました。人権集会では、各学年が学習したことを全校に伝えました。みんなが笑顔になる言葉を考え、全校で「ふわふわ言葉の花」を咲かせる取組も行いました。

## ちいきほこしゃ 地域や保護者とのつながり

地域や保護者のみなさんが、毎日の登下校で児童の安全を見守ってくださっています。また、食育を中心にゲストティーチャーとして児童の学習を支援していただきたり、読み聞かせや習字、クラブ活動などの学習活動にご協力していただきたりしています。学校運営協議会を中心に、学校と保護者、地域が連携して、豊かな心の児童の育成を目指しています。



人権週間の取組



人権集会

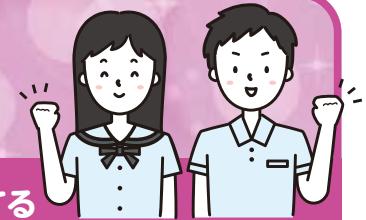


地域の方との交流「もちつき大会」

こう げ ちゅう がつ こう

じん けん きょう いく

# 上毛中学校の人权教育



さべつ き さべつ がわ おも た たが そんちょう せいと そだ  
差別に気づき、「差別される側」の思いに立ち、お互いを尊重する生徒を育てる

7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」にあわせて、人権学習を行いました。

1年生は、『ちがいのちがい』という教材を用いて、お互いの違いを認め合い、みんなが楽しく過ごせる学級になることを目的に学習しました。いろんな違いの事例カードを「あってよい違い」と、「あってはいけない違い」に、班で考え分類しました。その中で、人は個性があり、「違いによる差別はあってはいけない」という結論に達しました。

2年生は、『無意識の思い込み』という教材を用いて、多様性を尊重し合う社会の実現を目指すことを目的に学習しました。無意識の思い込みは、誰にでもあり、それに気づかずにはいると、自分の「言動」が無自覚のうちに相手を傷つけてしまうことがあるということを理解しました。

3年生は、『めぐみ』という教材を用いて、様々な人権課題を解決し、よりよい社会を実現することを目的に学習しました。様々な人権課題を解決するためには、当事者だけではなく他の人が関心を持ち行動していくことが大切であるということを理解しました。

どの学年も共通して『差別を許さない心、お互いを尊重し合う心を育てる』ことを目標として、どの生徒も積極的に取り組んでいました。



2年生の人権学習



3年生の人権学習

## 啓発活動

## 「人権の花」運動

「人権の花」運動とは、福岡法務局北九州支局及び行橋支局管内に所在する小学校を対象に、各自治体や人権擁護委員協議会、法務局が主催となって行う人権啓発活動のひとつです。児童が協力し合って人権の花である「ひまわり」を育てることで、周囲への思いやりや命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み、情操をより豊かにすることを目的としてお

り、上毛町においては町内4小学校から毎年1校を対象に開催しています。

毎年11月には実施した小学校において感謝式を開催し、人権に関するイメージキャラクター「まもるくん」と「あゆみちゃん」とのふれあいや記念撮影、児童が大切に育てたひまわりの種入りのメッセージカードを付けたエコ風船飛ばしを行っています。



感謝式



エコ風船飛ばし

こう げ まち じん けんきょう いく けん きゅうきょう ぎ かい しゅ さい じ ぎょう

# 上毛町人権教育研究協議会 主催事業

じん けん がく しゅう かい

## 人権学習会

多くの方々が人権感覚を身につけ、互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく社会を実現することを目的として、町人権教育研究協議会の企業会員の皆さんを対象に、毎年人権学習会を開催しています。

令和7年度は、7月31日にAstemo株式会社九州工場において「職場におけるハラスメント防止とアンコンシャス・バイアス」をテーマに学習会を開催しました。

講師には、濱崎 剰氏（福岡県教育庁京築教育事務所 人権・同和教育室）をお招きし、様々なハラスメントとアンコンシャス・バイアスの意味や問題点について、具体的な事例を用いてご講話いただき、ハラスメントの無い職場環境の創出に向け、自分の業務や生活で生かすこと、取り組むことができそうなことについて考える機会となりました。

参加された皆さんのアンケートでは、「自分や周りの人の立場で考えることを心掛けたい」、「自分にとって普通のことは他の人とは違う」、「普段のコミュニケーションや対応を見直し、誰もが安心して働ける職場づくりに貢献したい」などの感想が寄せられました。



人権学習会

けい はつ かつ どう

## 啓発活動

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼びかけています。

法務省では、この「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を実施し、広く国民に世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

上毛町でも、毎年人権週間にあわせて、人権講演会を開催しています。令和6年度は、11月30日（土）にげんきの杜 多目的ホールにて、シンガーソングライターのちひろ氏を講師にお迎えし、「ちひろ人権コンサート みんなちがって、みんないい生き方を～金子みすゞの心とともに～」と題し、人権講演会を開催しました。また、講演会の開催にあわせて、町内小中学校の児童生徒から募集した人権ポスター・デザイン標語の入選作品の表彰式も行いました。



人権講演会



人権ポスター・デザイン標語入選作品の表彰式

## ヤングケアラーとは？

唐原健二  
(解説員)

上毛菜穂  
(アナウンサー)

な  
お  
**菜穂ちゃん**

西吉さん  
(ケアをしていた人)

南吉さん  
(ケアをしていた人)

こう げちゅうがっこう  
**上毛中学校**  
美術部OG画

詳しく知らないという方も  
多いのではないかでしょうか。

日本における  
ヤングケアラーの実態は  
少しずつ明らかに  
なってきたものの、

についてです。

今日の特集は、近年、国や  
地方自治体で問題視されはじめ、  
社会的関心が高まっている

**「ヤングケアラー」**

こんにちは。

お昼のニュース、  
アナウンサーの上毛菜穂です。

共に「知る」「学ぶ」  
「何が大切なか」を皆さんと  
考えていきたいと思います。

難しい問題ですが、  
この番組を通して

解説員の唐原健二さん、  
今日はどうぞよろしく  
お願いいたします。

ヤングケアラーとは何か?  
なぜ問題なのか?といふ  
現状や原因を始め、  
具体的な支援策などを  
解説していきます。

③

そもそも、  
ヤングケアラーとは、  
法律上の定義は  
ありませんが、  
若者のことを行っている子ども、  
家族の世話(ケアなど)を  
日常的に行っている子どものことを指します。

(出典:「じどり家庭学」)

「本来、大人が担うと  
想定されている家事や  
家族の世話(ケアなど)を  
日常的に行っている子ども、  
若者のことを行っている子どものことを指します。」

そもそも、  
ヤングケアラーとは、  
法律上の定義は  
ありませんが、  
若者のことを行っている子ども、  
家族の世話(ケアなど)を  
日常的に行っている子どものことを指します。

④

そもそも、  
ヤングケアラーとは、  
法律上の定義は  
ありませんが、  
若者のことを行っている子ども、  
家族の世話(ケアなど)を  
日常的に行っている子どものことを指します。

「本来、大人が担うと  
想定されている家事や  
家族の世話(ケアなど)を  
日常的に行っている子ども、  
若者のことを行っている子どものことを指します。」

⑤

「ヤングケアラーは、こんな子どもたちです。」

①障がいや病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をやっている。

②家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

③障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている。

④目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。

⑤日本語が第一言語でない家族や、障がいのある家族のために、通訳をしている。

⑥家計を支えるために、労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。





(9)



(10)



でも、あなたの話を聞いて、共感して、サポートしてくれる人は必ずいます。学校の先生、スクールカウンセラー、親戚・友達など、信頼できる相手に相談してみましょう。

自分のことや家のことを話すのは勇気がいると思います。

でも、学校生活に影響が生じたり、心や体に不調を感じるほど重い負荷がかかっている場合は、注意が必要です。

では、実際にケアをしてきた方の  
体験談を聞いてみましょう。



| 【世話を必要としている家族(複数回答)】 (%) |     |      |      |       |      |     |
|--------------------------|-----|------|------|-------|------|-----|
|                          | 調査数 | 父母   | 祖父母  | きょうだい | その他  | 無回答 |
| 中学2年生                    | 319 | 23.5 | 14.7 | 61.8  | 3.9  | 9.4 |
| 全日制高校2年生                 | 307 | 29.6 | 22.5 | 44.3  | 5.5  | 8.8 |
| 定時制高校2年生                 | 31  | 35.5 | 16.1 | 41.9  | 12.9 | 9.7 |
| 通信制高校生                   | 49  | 32.7 | 22.4 | 42.9  | 12.2 | 0.0 |

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

(出典)株日本総合研究所."ヤングケアラーの実態に関する調査研究"2022.

[https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021\\_13332.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf), 370p (17)



## ヤングケアラーが受けける影響①

（進学や就職、生活面へ一番影響を受ける）



(19)

## ヤングケアラーが受けける影響②

（健康面と感情面へ  
世話をによる疲労で心身に支障を来す）



(20)

### ① ヤングケアラー本人が無自覚

子ども自身が家庭状況が当たり前だと思い、ヤングケアラーであることに無自覚です。そのため、周囲も確信が持てず早期発見と把握が難しい。

さらに、次のような課題があるため、長期化しやすいと言われています。

### ② 表面化しにくい

家庭内のデリケートな面とつながっていることが多く学校側が踏み込みにくい側面がある。

### ③ 支援体制が整っていない

支援につなぐための窓口が明確でなく、多くの場合どこに相談すればいいかわからないケースが見受けられる。

### ④ 関係機関での認知不足

学校などの関係機関でもヤングケアラーの概念や意識が不足していることで、支援の手が行き届かない。

(23)

(22)

「今、悩んでいるあなたへ」  
ケアをしていた方より・・・

当時の私は、「自分だけで、  
どうにか頑張らないと  
いけない」と思っていました。

だけど、様々な仕組みを知つて、  
実は頼り先がたくさんあること、  
大人は子どもが思つているよりも、  
多くの知識や経験があることを  
知りました。

だから、安心して周囲の  
大人に頼つていいといふ  
ことを伝えたいのです。  
「あなたは一人じゃない」と  
いうことも伝えたいのです。

(24)

「子どもが自分自身の  
人生を生きるために」

子どもが家の手伝いをしたり、  
きょうだいの世話をしたり、家族で  
支え合うのは大切なことです。

でも、子どもたちの未来や  
権利を奪うものであつては  
なりません。

大人が果たすべき課題を彼らが  
背負うことなく、自分の人生を  
選択して生きてもらうために、  
社会での仕組みづくりと  
連携が求められています。

(25)

### 24時間子どもSOSダイヤル

夜間休日も受け付けていますので、緊急時にも利用できます。  
※通話無料、24時間受付、年中無休

**0120-0-78310**  
(なやみいおう)

### 各地域の児童相談所

以下のフリーダイヤルに電話をかけると内容やお住まいの地  
域によって一番近い施設につないでくれます。  
※通話無料

**0120-189-783**  
(いちはやくおなやみを)

### 子どものSOS相談窓口

電話やSNS、チャットボットなど、幅広い手段で相談を受け付  
けています。

◆チャットボットで相談受付を探す ◆法務局LINEじんけん相談  
18歳以下のみなさんへ 対応日時 月曜日～金曜日



※出典:文部科学省 子供のSOS相談  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)

「ヤングケアラーかもしだれない」「ヤングケアラーカもしえない」と悩んだり、  
思い当たる節があつたら、次の窓口に相談してみよう。」「子どもの友だちが、



(26)

# 人権週間に合わせて行われる主な催し

## ●上毛町の主な催し

令和7年度人権啓発ポスター及び人権啓発デザイン標語に係る入選者を下記のとおり決定しました。入選作品につきましては、11月30日から12月31日まで「げんきの杜」において展示を行うほか、町が作成する人権啓発冊子や人権カレンダーに掲載し、町内全戸配布いたします。

### 令和7年度 人権啓発ポスター 入選者

【最優秀賞】南吉富小学校 6年 久保田 淳心

【優秀賞】友枝小学校 6年 前田 悠貴 南吉富小学校 6年 澤田 恵旺

【入選】友枝小学校 6年 藤野 千晴 南吉富小学校 6年 土井 健太郎 唐原小学校 5年 了戒 星翔  
南吉富小学校 5年 平田 月優 南吉富小学校 5年 穴見 優衣菜 南吉富小学校 5年 藤原 百笑  
唐原小学校 4年 佐野 心春 南吉富小学校 4年 小久保 結葵  
南吉富小学校 4年 松谷 帆香 西吉富小学校 4年 谷口 陽亮

【掲載作品】「令和8年版 人権カレンダー」に掲載

### 令和7年度 人権啓発デザイン標語 入選者

【最優秀賞】上毛中学校 2年 木下 明音

【優秀賞】上毛中学校 3年 久保山 恋羽 上毛中学校 3年 佐野 葉月

【入選】上毛中学校 3年 有吉 悠華 上毛中学校 3年 木丸 颯太 上毛中学校 2年 澤田 莉歩  
上毛中学校 2年 松本 千結子 上毛中学校 2年 了戒 凜星 上毛中学校 1年 足立 琉  
上毛中学校 1年 山口 結加 上毛中学校 1年 長谷川 明飛 上毛中学校 1年 友松 結愛花

【掲載作品】人権啓発冊子「令和7年度みんなのしあわせ」又は「令和8年度 心ゆたかに…」に  
それぞれ6点ずつ掲載

## ●福岡県の主な催し

| 期日               | 時間                             | 内容  | 場所   |
|------------------|--------------------------------|---|--|
| 12月<br>6日<br>(土) | 開場<br>12:00<br><br>開演<br>12:55 | 福岡県人権週間講演会<br><br>◆講師：柳 優香氏（弁護士・社会福祉士）<br>◆講演：「小さな声から人権を考える<br>～ともに生きる社会をめざして～」 | クローバープラザ<br>アリーナ棟2階<br>大ホール<br>(春日市原町)<br>(3丁目1-7) |

## 懸賞 QUIZ

2025年(令和7年)12月31日消印有効

「菜穂ちゃん」についての問題です。次の言葉は、本文の中に出てくる言葉です。

○の中にあてはまる言葉は何でしょう？

「ヤング○○○一」

答えがおわかりの方は、応募ハガキに住所・氏名・年齢・答え・感想等をご記入の上、お送りください。  
正解者の中から、抽選で10名様に素敵なプレゼントを差し上げます。

郵便はがき

料金受取人払郵便

四日市郵便局  
承認

1124

差出有効期間  
令和7年12月  
31日まで

(切手を貼らずに)  
(お出しください)

8 7 9 - 0 4 9 0

築上郡上毛町大字垂水一三三二一番地一

上毛町教育委員会内

みんなのしあわせ係 行

http://www.47-nagoya.jp/

《<sup>こた</sup>答え》

「ヤング○○○一」

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

ねんれい  
年齢

かんそうなど  
感想等